

(参考 1)

●第 2 4 期における提言等の案の提出の最終期限について

〔令和元年 6 月 2 7 日〕
〔日本学術会議第 2 7 9 回幹事会決定〕

期末における集中を回避し、幹事会での十分な審議期間を確保するため、第 2 4 期における勧告、要望、声明、提言、報告及び回答（以下「提言等」という。）の案の提出の最終期限については、以下のとおりとする。

なお、本決定における「提言等の案」とは、査読を完了した案をいう。

1. 部及び分野別委員会並びにそれらの下の分科会（以下「部等」という。）は、遅くとも令和 2 年 4 月 3 0 日までに、提言等の案を事務局に提出する。
2. 幹事会附置委員会、機能別委員会及び課題別委員会並びにそれらの下の分科会は、遅くとも令和 2 年 7 月 3 1 日までに、提言等の案を事務局に提出する。
3. 1. 及び 2. に定める期限までに提出がなかった場合は、今期中は幹事会に付議出来ないことがあるため留意すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この決定は、決定の日から施行する。

（この決定の失効）

- 2 この決定は、令和 2 年 9 月 3 0 日限り、その効力を失う。